



2025年3月27日

各位

会社名 株式会社プロトコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 神谷 健司
(コード番号 4298 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先
役職・氏名 執行役員 鈴木 毅人
電話 052-934-2000

株主による株式併合等の差止め仮処分命令申立てに関する当社の考え方に関するお知らせ

当社は、2025年3月25日付で公表した「株主による株式併合等の差止め仮処分命令申立てに関するお知らせ」のとおり、当社及び当社の代表取締役である神谷健司氏（以下「当社取締役」といいます。）が、2025年3月24日、当社の株主であるカナメ・キャピタル・エルピー（以下「本申立人」といいます。）から、株式併合等の差止め仮処分命令の申立て（以下「本申立て」といいます。（注））に係る書面を受領したことについて、お知らせしていたところですが、本申立てに関する当社の考え方について、下記のとおりお知らせいたします。

(注) 本申立ての内容は以下のとおりです。なお、詳細については、当社が2025年3月25日付で公表した「株主による株式併合等の差止め仮処分命令申立てに関するお知らせ」をご参照ください。

- (1) 債務者株式会社プロトコーポレーションは、本決定送達の日から1営業日以内に、同債務者が2025年2月5日付で関東財務局長に対して提出した、本公開買付け（以下に定義します。以下同じです。）への賛同及び同債務者の株主に対する本公開買付けへの応募推奨を内容とする意見表明報告書（2025年3月24日付訂正意見表明報告書によって訂正されたもの）について、前記意見内容を変更する意見表明書の訂正報告書を関東財務局長に対して仮に提出せよ。
- (2) 債務者神谷健司は、本株式併合（以下に定義します。以下同じです。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む債務者株式会社プロトコーポレーションの株主総会の招集及び開催をしてはならない。
- (3) 債務者株式会社プロトコーポレーションは、本株式併合を行ってはならない。

記

1. 本申立てがなされるに至った経緯

当社が2025年2月4日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、当社取締役会は、株式会社フォーサイト（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしました。また、公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式（注）を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主の全部又は一部のみとするための一連の手続（以下、本公開買付けと併せて「本取引」といいます。）の一環として、当社株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の実施を予定しております。本申立人は、本取引の実施手続に違法がある等と主張し、上記意見を変更することや本取引を実施するための一連の手続として行われる本株式併合を仮に差

し止めること等を求め、名古屋地方裁判所に対して本申立てを行ったものです。

- (注) 「本不応募合意株式」とは、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者が、当社の株主である株式会社夢現（以下「夢現」といいます。）（所有株式数：13,614,480株、所有割合：33.70%）、当社の代表取締役会長である横山博一氏（以下「横山博一氏」といいます。）（所有株式数：902,000株、所有割合：2.23%）、当社の専務取締役である横山宗久氏（以下「横山宗久氏」といいます。）（所有株式数：537,960株、所有割合：1.33%）並びに当社の株主かつ横山博一氏及び横山宗久氏の親族である横山順弘氏（以下「横山順弘氏」といいます。）（所有株式数：313,000株、所有割合：0.77%）（夢現、横山博一氏、横山宗久氏及び横山順弘氏を総称して、以下「本不応募合意株主」といいます。）との間で、2025年2月4日付で、本公開買付けに応募しない旨を書面で合意した、本不応募合意株主それぞれが所有する当社株式の全て（合計：15,367,440株、所有割合：38.04%）をいいます。また、「所有割合」とは、当社が2025年2月4日に公表した「2025年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社第3四半期決算短信」といいます。）に記載された2024年12月31日現在の当社の発行済株式総数（41,925,300株）から、当社第3四半期決算短信に記載された2024年12月31日現在の当社が所有する自己株式数（1,523,634株）（なお、株式付与ESOP信託が所有する当社株式の数（92,160株）は当社が所有する自己株式に含んでおりません。）を控除した株式数（40,401,666株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

2. 当社の見解

当社としては、本申立ては、認容の余地がない申立てであると考えており、当社の株主の皆様は合理的な株式の売却の機会を提供する本公開買付けの成立が阻害されることにより当社の株主の皆様の共同の利益が毀損されることを防ぐため、裁判所に対し、迅速な却下決定を真摯に求めていく所存です。

当社が2025年3月19日に開示した「株主による取締役の行為の差止め仮処分命令申立ての却下決定に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本申立人は、2025年3月12日付で、当社の取締役である神谷健司氏及び横山博一氏を債務者として、本公開買付けに対する当社の賛同意見表明の維持及び本公開買付けを予定どおりに終了させることを仮に差し止めることを求め、取締役の行為の差止め仮処分命令の申立て（以下「前件申立て」といいます。）を行い、同月19日付で、名古屋地方裁判所より、当該申立てに理由がないとして却下決定を受けております。

本申立ては、前件申立てに対する却下決定からわずか5日後に、本公開買付けに関する法令違反といった前件申立てで主張した内容と概ね同様の主張を繰り返すことにより行われたものであり、当社としては認容の余地はない申立てであると考えております。また、前件申立て及び本申立ては、いずれも一般に公開買付けへの応募が集中する本公開買付けの公開買付け期間の末日に近い時期において行われ、これらは仮処分の申立てを係属させることで当社の株主の皆様は不安を与え、当社の株主の皆様が本公開買付けへの応募を躊躇したり、遅延する可能性を生じさせるものであるところ、本公開買付けに対する当社の意見は、本意見表明プレスリリースにて公表したとおりであり、本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上されると見込まれるとともに、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであって、株主の皆様の共同の利益に資するものと考えておりますので、当社としては、速やかに事態の沈静化を図り、当社の株主の皆様の共同の利益の毀損を防ぐため、裁判所に対し、迅速な却下決定の必要性を真摯に主張していく所存です。

なお、本申立人は、前件申立てより、当社が、本公開買付けにあたり、積極的なマーケット・チェックを行っていないなどとして、本取引の実施手続に違法がある等と主張していますが、本意見表明プレスリリースに記載のとおり、本不応募合意株主が所有する当社株式（本不応募合意株式）の所有割合が合計38.04%となっており、本不応募合意株主において第三者への売却に応じる意思が乏しい状況下にあること及び情報管理の観点から考慮すると、積極的なマーケット・チェックの実施には慎重な検討が必要であり、本申立人の主張は、これらの点を十分に理解していない主張であると考えております。当社としては、本意見表明プレスリリースに記載のとおり、これらの点に加えて、本取引においては、本公開買付けにおける買付け期間が、

法令に定められた最短期間である 20 営業日を超える 40 営業日に設定され、かつ、公開買付者及び当社は、公開買付者以外の対抗提案を行う者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておらず、これらにより間接的なマーケット・チェックが実施されていること、さらに、本取引においては、本意見表明プレスリリースに記載のとおり、本公開買付けの公正性を担保する措置が適切に実施されていることから、公正な手続を通じた当社の株主の皆様の利益への十分な配慮がなされているものと考えております。

当社としては、現時点において、本意見表明プレスリリースにおいて公表した、本公開買付けに関する賛同及び応募推奨の意見に変更はなく、本公開買付けの買付期間中、可能な限り速やかに、本申立てに係る却下決定を受けるべく、裁判所に対し、当社の見解について真摯に主張・立証してまいります。

以 上